

# スピードトライアル競技細則

2008年4月1日制定

## 000 総則

### 001 競技細則

- 1 この競技細則は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、スピードトライアル競技について定める。
- 2 この競技細則は、競技規則で定める一般規定を補うものとする。
- 3 ジェットスポーツにおいては、日本ジェットスポーツ連盟（以下「JJSF」という）が定める競技規則に基づくものとする。

## 100 レコードの種類

### 101 ワールドレコードクラス

- 1 ワールドレコードとして認定されるものは、次のものとする。
  - (1) 国際モーターボート連盟（以下「UIM」という）の国際シリーズに該当するモーターボート及びジェットスポーツ
  - (2) APBAクラス
  - (3) プロトタイプクラス

### 102 ナショナルレコードクラス

- 1 ナショナルレコードとして認定されるものは、次のものとする。
  - (1) ワールドレコードとして認定されるクラス
  - (2) 日本パワーボート協会（以下「協会」という）が競技規則に定める国内シリーズに該当するモーターボート
  - (3) JJSF が競技規則に定めるジェットスポーツ
  - (4) 上記以外で協会が承認したクラス

## 200 参加の要件

### 201 参加資格

- 1 選手
  - (1) R/L（スポーツクラスにあってはスポーツライセンス）を受有していること。
  - (2) ジェットスポーツにおいては、JJSF が発給するR/Lを受有していること。

- (3) 健康診断を受診していること。
- (4) その他競技規則に定める要件を満たしていること。

## 2 競技艇

- (1) 競技艇は、計測証明書を受有していること。(スポーツクラスは除く)
- (2) 競技規則で定めるモーターボート(パワーボート)総合保険に加入していること。
- (3) ジェットスポーツにおいては、JJSFが発給する競技艇登録証を受有していること。
- (4) その他競技規則に定める要件を満たしていること。

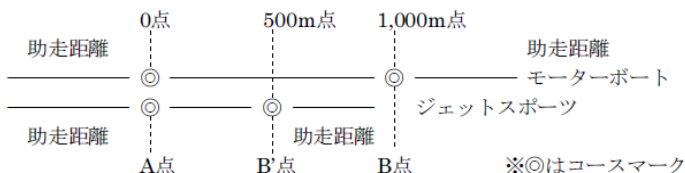
## 202 参加の禁止

- 1 参加選手は、競技規則 305 に定める「参加の禁止」に従わなければならない。
- 2 トライアル競技会に任命された競技員は、当該競技会にドライバーとして参加することができない。

## 300 競技

### 301 公認コース

- 1 トライアルに使用されるコースは、協会の立会の下で、測量技師の有資格者によって次の方法で測定され、UIMIに登録された公認コースとする。
  - (1) 三角測量
  - (2) エレクトロニクス距離測定装置(EDM)
- 2 トライアルコースの直線距離は、次の通りとする。
  - (1) モーターボート 1,000m
  - (2) ジェットスポーツ 500m



- 3 コースマークは、計測点に対して直角に置かれ、ドライバーの目安とする。

### 302 競技方法

- 1 競技は、競技規則及び競技細則に基づき、公認コース上で実施されなければならない。
- 2 1回のトライアルは、定められた時間内の20分間にコースを1隻ずつ走行し、その速度を競う。ただし、コースを1回以上往復しなければならない。
- 3 ドライバーは、定められた時間内においては、ピットに帰投し、修理及び調整をすることができる。

### 303 レコードの計測方法

- 1 コース上の水流方向の変化（満干潮の変化）の前後30分間は、競技を実施してはならない。なお、その間の記録はレコードとして認定されない。
- 2 計測は、1,000mまたは500mの両端に計測点を配置し、各計測点には2名以上の計測員によって2系統以上の計測機器を使用して行なわなければならない。
- 3 計測機器は、次の通りとする。
  - (1) 測定速度が200km/h以下の場合、1/10秒まで計測できる計測機器を使用しなければならない。
  - (2) 測定速度が200km/hを超える場合は、1/100秒まで計測できる光電子写真、または同様な計測器を使用することが望ましい。
- 4 計測委員は、選手のトライアル開始、終了時間を記録しなければならない。
- 5 複数のレコードの平均算出は、小数点第2位までが採用される。
- 6 1台の計測機器が故障等の事象により停止した場合は、残り1台の計測機器の記録を採用することができる。
- 7 計測場所は、陸上でなければならない。

## 400 レコードの記録

### 401 記録方法

- 1 記録の認定にあたり、協会が指名した競技員が立ち会わなければならない。
- 2 往路と復路の最も速いスピードの平均値を記録する。
- 3 往路と復路の間隔が20分を超えた場合は、記録として認められない。

## 500 検査

### 501 出走前検査

- 1 競技艇は、出走前検査に合格しなければならない。

- 2 競技艇は、競技規則に定められた各クラスの改造範囲、及び艀装品を装備していなければならない。
- 3 特別にトライアル競技のみ承認したものについては、実施要領等で定められた特別規則に従わなければならない。
- 4 検査員により、ドライバーの立ち会いの下、エンジンは封印される。

## 502 出走後検査

- 1 トライアル終了直後、新記録等の樹立艇、及び執行委員会の指示があった場合は、検査を受けなければならない。
- 2 封印されたエンジン及び競技艇は、執行委員会の監視の下で48時間以内に2名以上の検査員によって、検査を受けなければならない。
- 3 競技艇は、競技規則832「排気音」に定めるエンジンの排気音のレベルチェックをしなければならない。
- 4 検査を拒否した場合、または検査の結果、違反のあった競技艇は失格となり、レコードは無効となる。

## 600 レコードの申請

### 601 申請方法

- 1 ワールドレコードとして、UIMに申請する場合は、トライアル終了後4週間以内に協会を通して申請しなければならない。
- 2 申請に必要な書類は、次の通りとする。
  - (1) UIM 申請書
  - (2) 当該競技艇の計測証明書の写し 1 部
  - (3) 走行中の競技艇の写真 1 枚  
(裏面に競技艇の色、ドライバー名、クラス、樹立したスピードレコードを記入)
  - (4) 競技員、検査員、救助委員、計時委員等執行委員会の名簿 1 部
  - (5) 潮の変化のある水域で実施した場合は、潮の流れの変化を示した潮汐表
  - (6) UIMが規定する公認料（申請者の負担）

## 700 レコードの樹立

### 701 レコードの樹立

レコードの更新は、現在の記録の1.003倍を乗じた数値以上でなければ、新記録として認定されない。

## 702 ワールドレコード

ワールドレコードは、協会の承認のもと、申請によりUIMの認定をもって樹立されるものとする。

## 703 ナショナルレコード

ナショナルレコードは、協会の認定をもって樹立されるものとする。

## 704 レコードの凍結

1 クラスの性能を制限するために、次により競技規則が変更または制限された場合は、変更される前に樹立されたレコードは凍結され、それ以降に樹立された記録は新しいレコードとして認定される。

- (1) 排気容積の変更
- (2) エンジンの改造範囲の制限
- (3) 使用燃料の制限
- (4) 最低重量の導入
- (5) 最低重量の増加
- (6) その他特別な制限

## 800 レコードの取り消し

### 801 レコードの取り消し

1 申請に対して次に該当した場合は、レコードを取り消される。

- (1) 申請内容に偽証があった場合
- (2) 申請期日に遅延した場合
- (3) UIM が正式に書面によって発表する前にレコードを他人に公表したり、流布した場合
- (4) その他、重大な不正があった場合

## 附 則

この規則は、2008年4月1日から施行する。